

## 第122回行政苦情救済推進会議 議事概要

- 1 日時：令和3年9月16日(木)14:00～16:00
- 2 場所：中央合同庁舎第2号館 1001会議室 (Web会議併用)

### 3 出席者

江利川 毅  
小野 勝久 (Web)  
梶田 信一郎  
齋藤 誠 (Web)  
高橋 滋 (Web)

(総務省) 行政評価局長	清水 正博
大臣官房審議官	武藤 真郷
行政相談管理官	渡邊 靖

### 4 議題

#### (1) 審議案件 (新規案件)

- ① 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい

#### (2) 審議案件 (継続案件)

- ① 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化についてー顔認証ゲートにおける証印 (スタンプ) の省略に伴う負担軽減ー (第 120 回及び第 121 回付議案件)
- ② 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (第 118 回、第 119 回、第 120 回及び第 121 回付議案件)

## 5 議事概要

松尾座長が急遽、御欠席となったため、臨時の措置として、江利川委員が座長の代理として議事を進行することとなった。

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な意見は以下のとおり。

### (1) 審議事案（新規案件）

#### 全国通訳案内士の業務において旧姓の使用を認めてほしい

- ・ 法令において氏名を書くこととされている場合、戸籍上の氏名と解釈するのが一般的ではないか。
- ・ 登録は旧姓との併記、携帯用の登録証は旧姓のみでよいということできないのか。また、旧姓の使用を認める、旧姓を名乗ることによってどういう支障があるのか、旧姓のみでは業務ができないとする理由、それらを確認する必要がある。
- ・ なぜ旧姓のみの表記とすることができないのか、その理由が分からないと、このままでいいという話にはならない。弁護士は、職務上の氏名を弁護士会に届け出れば使えることになっている。職務上の氏名とは旧姓。登録簿を旧姓のみで登録するということはなかなか難しいかもしれないが、所管省庁が旧姓と戸籍上の氏名を突合して本人確認ができるようになっていれば、少なくとも業務において旧姓の使用を認めないということにはならないのではないか。
- ・ 登録簿まで変えるのはなかなか難しいかもしれないが、登録簿に戸籍名があれば同一性の確認はできるので、本人の人格権、氏名に関する権利ということを考えると、検索システムや登録証については旧姓だけの記載を認めるのが昨今の趨勢だと思う。また、検索システムでは旧姓の併記を認めているとのことだが、例えば旧姓だけで検索し該当する者にたどり着けるようになっているのか。それも実務的には重要なことだと思う。
- ・ 旧姓併記ができるという通知をしながら、登録申請書の様式はそれに対応しているのか。潜在的に旧姓併記を望んでいる人に認識されないとすれば、それは問題だと思う。制度をどうするのかということとは別に、登録申請書の様式や検索システムを通知に即したものにするというのは、短期的に対応が必要な点ではないか。
- ・ 制度として、なぜ旧姓使用ができないのかという理由。対応方法として、登録簿と、本人が所持する登録証を切り離して考えられないか。また、旧姓の併記が可能としていながら、登録申請書の様式や検索システムが適切な対応になっていないのではないか。そういった点を、事務局は確認し次回の会議で報告してほしい。

## (2) 審議事案（継続案件）

### 出入国年月日の確認を要する手続の簡素化について－顔認証ゲートにおける証印（スタンプ）の省略に伴う負担軽減－（第 120 回及び第 121 回付議案件）

- ・ 長期的な課題もあるが、現実困っている人がいるので、短期的な対応として、周知の余地がまだあるのではないかと。周知にはいろいろな方法が考えられるので、関係省庁においてよりよい方法を考えてもらいたい。
- ・ 空港だけで周知するのではなく、例えば税関が配布する申告書に印刷して渡してもらうなど、いろいろな周知方法を、関係省庁で話し合って知恵を出してほしい。長期的な対応については、現時点で対応できないことはやむを得ないと思うが、例えば、令和 6 年になってマイナンバーの利用が可能になったときに何らかの対応が検討されるよう、本件についてフォローアップをしていくことを明らかにしておく必要があるのではないかと。
- ・ 周知については、所管庁だけで考えるのではなく、もう少し幅広に検討する必要がある。

### 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第 118 回、第 119 回、第 120 回及び第 121 回付議案件）

- ・ 相談①の資源エネルギー庁の最終見解に「個別事業の実情を踏まえた申請書類取扱の柔軟化」とあるが、この「個別事業の実情を踏まえ」とは「個別事業の実情を踏まえると申請書類の取扱の柔軟化ができない場合がある。」ということか、「申請できる条件」のことなのか、表現が曖昧。
- ・ 相談①、相談④ともに、資源エネルギー庁の最終見解には「個別事業の実情を踏まえた」、「案件それぞれの実情に応じた」という表現が使用されている。相談④については、ある程度条件が限定されているので理解できるが、相談①については特段個別審査をするということではなく、手続の話であれば、資源エネルギー庁に対するあっせん文では、幅広に捉えられかねない表現は避け、可能な限り、より明確な文言とすべき。

以 上